

令和 8 年度

交野市水道事業及び下水道事業経営審議会

第 1 回資料

「前回審議会の振返りについて」

- 1 交野市水道事業の概要、経営方針、  
これまでの取組 . . . p.2
- 2 前回審議会における答申の概要 . . . p.7
- 3 今後の審議会開催予定 . . . p.16

- 1 交野市水道事業の概要、経営方針、これまでの取組
- 2 前回審議会における答申の概要
- 3 今後の審議会開催予定

# 交野市水道事業の概要

交野市の水道事業は、昭和36年の水道事業認可以降、約60年にわたり交野市域の給水を行ってきました。

水道管の法定耐用年数（会計上の減価償却の期間）は40年など、これから施設の大規模更新が必要になります。

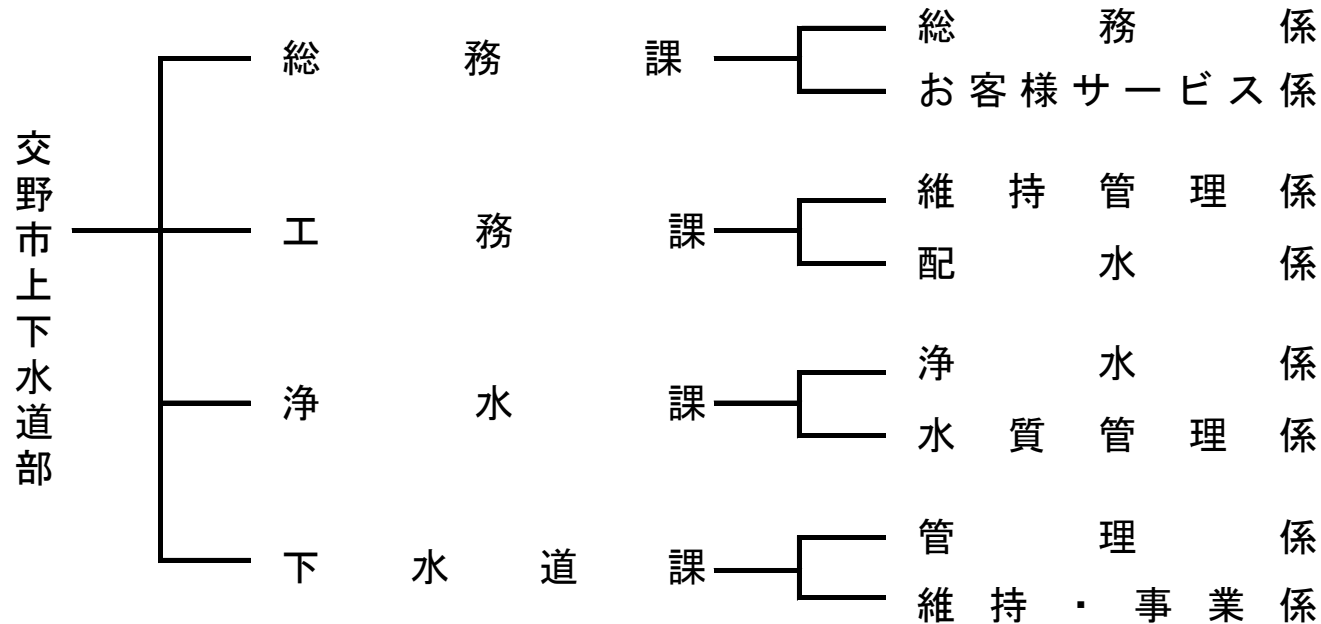
## 給水及び施設の状況

給水状況（令和7年度）			
地方公営企業法適用	法適用	事業区分	末端給水事業
創設年	昭和30年	水道事業認可	昭和36年
計画給水人口	77,870人	現在給水人口	77,448人
施設状況（令和7年度）			
水源	地下水（自己水）、受水（大阪広域水道企業団） 【計画】自己水80%：受水20% 【実績】自己水75%：受水25%		
施設数	深井戸17か所、浄水場1か所、ポンプ場1か所、配水池5か所		
管路延長	約319km		
施設能力	27,200m <sup>3</sup> /日	施設利用率	75.6%

# 組織の概要

水道局と下水道課を統合し、令和8年度から上下水道部を設置しました。水道事業と下水道事業が一体的に動きながら効率的な業務に取り組んでいます。

## 組織図



## 人員数

令和8年4月現在

(単位：人%)

区 分	水道事業		下水道事業		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率
再任用職員	1	4.8	2	25.0	3	10.3
正職員	20	95.2	6	75.0	26	89.7
合 計	21	100.0	8	100.0	29	100.0

# 基本経営方針

令和6年3月に交野市水道事業経営戦略を改定し、次の3点を基本経営方針として設定しました。

## 方針① 財政収支均衡の持続

将来にわたって持続可能な水道事業を運営していくために、収入（財源）と支出（投資）を均衡させることが大原則です。

収支均衡を保ち、資金ショートのないように水道事業を運営していく施策実施目標を立て、さらにその目標を実現するための具体的な取組を実施していく方針とします。

## 方針② 水道事業運営の効率化及び経営健全化

水道ビジョンの理念に基づき、事務部門と技術部門が連携して、水道事業の効率化と経営健全化を図っていく方針とします。

## 方針③ 経営戦略に基づく状況の積極的な公開

経営戦略は10カ年の目標戦略としますが、毎年の進捗管理を行い、おおよそ5年ごとに見直す（ローリング）ことによって、戦略の事後検証や更新を住民や議会に対して積極的に公開する方針とします。

# 経営戦略で示した3つの財政目標

経営戦略の計画期間（令和6年度から令和15年度）における財政計画の数値目標は次のとおりです。

## 財政目標

項目	目標数値	目標年度	令和4年度	令和6年度	(見込み) 令和7年度
料金回収率 (供給単価/給水原価) (補助金要件込み)	100%以上	計画期間中	84.9%	102.82%	102.77%
資金残高 (基金含む)	8億円以上	令和15年度	約24.2億円	約23.5億円	約21.3億円
整備事業の 企業債比率	60%以下 ※令和7年 度までは 80%以下	令和15年度	80%	80%	80%

- 1 交野市水道事業の概要、経営方針、これまでの取組
- 2 前回審議会における答申の概要
- 3 今後の審議会開催予定

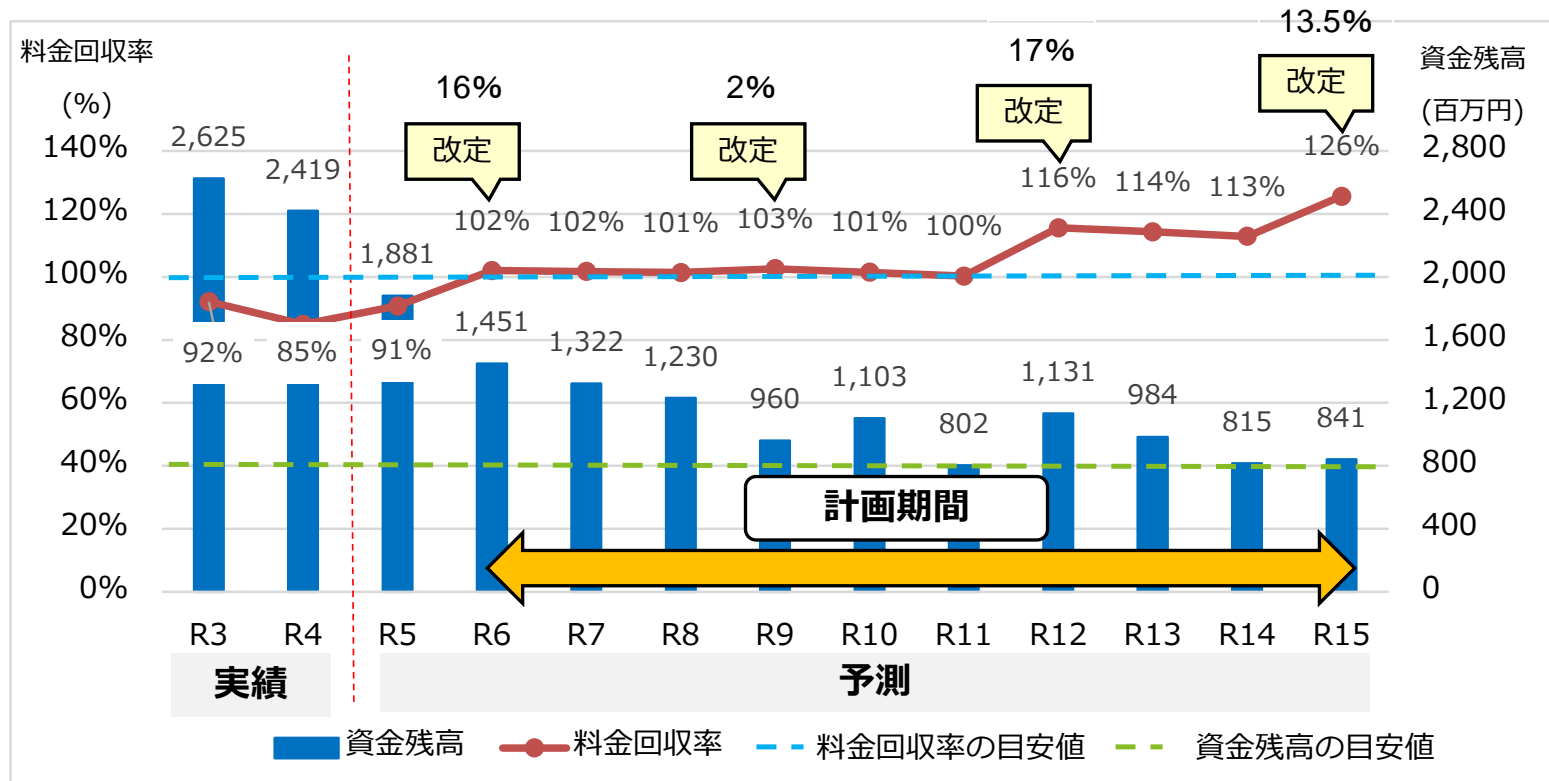
# 令和5年10月2日交野市水道事業経営審議会における答申書の概要

## 1.料金改定について

審議会において実施した財政収支シミュレーションでは、令和6年度以降、継続して経常損益はマイナスとなり、また令和11年度のうちに資金残高がなくなり、今後、資金が枯渇することが想定されました。

そこで、財政計画に掲げる数値目標を達成するためにも、令和6年度の料金改定（平均16%程度）の後も3年毎を目途に適正な水道料金の検討・見直しが必要です。

### 将来の収支見込み



# 令和5年10月2日交野市水道事業経営審議会における答申書の概要

## 2.経営方針について

### 料金回収率（供給単価／給水原価）の改善

100%以上とする。

### 資金残高の確保

事業経営を持続するために必要な資金残高を8億円以上とする。

### 企業債残高の抑制

企業債残高について、約100億円未満とする。  
更新投資に係る企業債比率を60%以下（ただし、令和7年度までは80%以下）とする。

### 投資経費の抑制（令和8年度まで）

「交野市水道施設整備計画」（平成31年3月）について、重要度・優先度による順位付けにより投資計画を見直し、建設改良費を令和8年度まで、毎年5億円程度に抑制する。

### 料金改定

令和6年4月に平均約16%の料金改定を実施することが妥当。  
※付帯意見 = 3年を目安に、その時代にあった水道料金について検討することを提言

### 料金体系の見直し

経営の安定化を図りつつ、昨今の社会情勢に合わせ、利用者の過度な負担とならないように設定する。

## 3.市長施策

### 国の補助事業の採択による財源（補助金）の確保

将来にわたって安全・安心な水を持続的に供給するためには、老朽化した水道管の更新や耐震化を計画的に進める必要があります。本計画期間において計画している基幹管路の更新には多くの資金が必要になります。

そこで、投資計画の実施にあたって、補助対象となり得る事業については、国庫補助金を積極的に活用していきます。

### 内部留保金を交野市公営企業資金運用基金へ拠出し、より高い利子を確保

事業経営に必要な資金残高として設定した8億円を確保しつつ、それを超える資金については、令和5年度に設置した交野市公営企業資金運用基金へ拠出し、一般会計の基金と一括運用することで、その運用成果によって資金獲得を図ります。

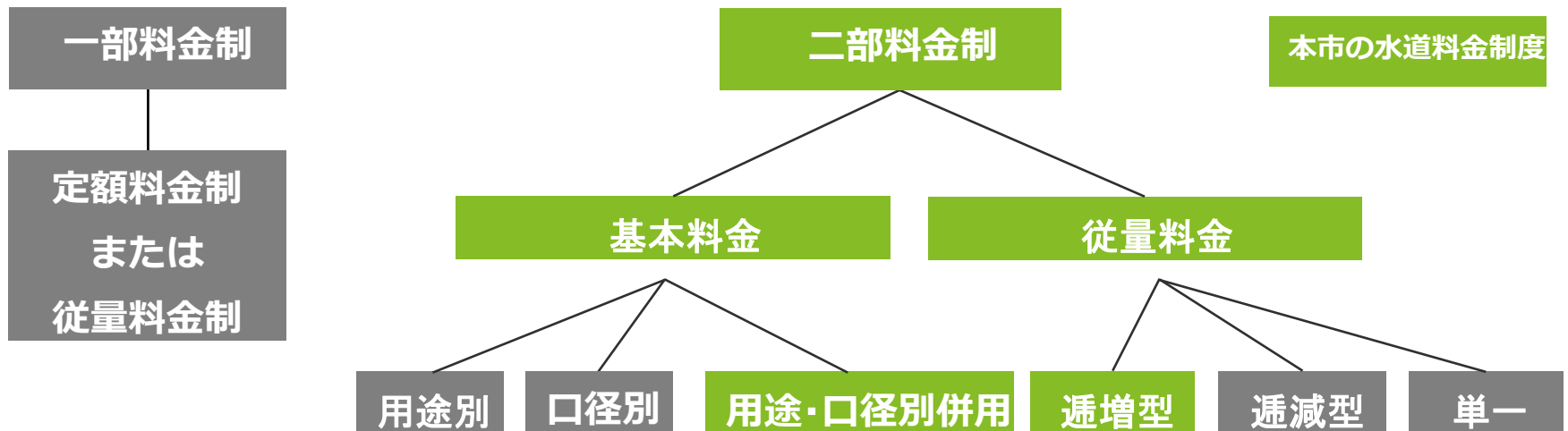
### 新規起債時の借入条件の見直しによる利息の減少

財政計画に掲げる数値目標を達成するためにも、投資計画における財源の企業債比率を60%以下に抑制することで企業債残高を抑制します（令和7年度までは80%）。

また、企業債の借入条件も見直すことで、支払利息の削減を図っていきます。

# 【参考】料金制度について

- ◆ 料金の構成には、定額料金制または従量料金制のいずれかである一部料金制と、基本料金と従量料金からなる二部料金制、そして特約制度などがあります。  
全国的に水道事業では二部料金制を採用しているケースが多くなっています。  
本市は、二部料金制を採用しています。
- ◆ 基本料金について、用途により設定する用途別料金体系と、口径の大きさにより設定する口径別料金体系があり、用途別・口径別料金体系を併用している団体もあります。本市は、用途別の区分として「一般用」、「浴場用」、「臨時用」に大別し、さらに口径別に料金を設定しています。
- ◆ 従量料金については、使用量に応じて単価が大きくなる逦増型と、使用量に応じて単価が小さくなる逦減型と、単一のものがあります。本市は、逦増型の従量料金を採用しています。
- ◆ 基本水量については、設定した一定水量を付与することで、その範囲内での使用に対して基本料金のみを負担させるものです。本市は、基本水量を8 m<sup>3</sup>としています。
- ◆ 本市では13・20口径（一般家庭用向け）の利用者には、基本水量8 m<sup>3</sup>を付与しています（8 m<sup>3</sup>までは基本料金内）。



※ ほかに基準水量を超えて使用した水道水を低額な単価で提供する大口需要者特約制度などがある。

# 令和6年4月の料金改定の内容

- (1)基本・従量料金割合：基本料金割合を引き上げ。ただし、少量利用者への負担に配慮。
- (2)基本料金：各口径ともに、現状より+18%引き上げ。
- (3)基本水量：少量利用者の負担軽減のため、引き続き、13口径、20口径利用者に8m<sup>3</sup>付与。
- (4)従量料金・逓増度：引き続き、逓増型の料金体系とし、0～10m<sup>3</sup>の区画単価は12%程度、11～20m<sup>3</sup>の区画単価は14.5%程度、21～30m<sup>3</sup>の区画単価は15.5%程度、31～100m<sup>3</sup>及び101m<sup>3</sup>～の区画単価は18%程度それぞれ現状より引き上げ。
- (5)用途別料金の設定：臨時用、浴場用の基本料金及び従量料金を現状より一律+16%引き上げ。

## 令和6年4月改定

		水道料金（1ヶ月あたり、税抜）										
用途	口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価（円/m <sup>3</sup> ）									
			1-8m <sup>3</sup>	9-10m <sup>3</sup>	11-20m <sup>3</sup>	21-30m <sup>3</sup>	31-100m <sup>3</sup>	101-200m <sup>3</sup>	201-500m <sup>3</sup>	501-1000m <sup>3</sup>	1001m <sup>3</sup>	
一般用	13mm	908 (+138)	0			逓増度 2.75倍⇒2.91倍						
	20mm	1,026 (+156)										
	25mm	1,215 (+185)										
	30mm	1,699 (+259)										
	40mm	3,422 (+522)	138 (+14)	138 (+14)	168 (+21)	189 (+25)	234 (+35)	276 (+42)	316 (+48)	359 (+54)	402 (+61)	
	50mm	5,015 (+765)										
	75mm	11,033 (+1,683)										
	100mm	17,464 (+2,664)										
	150mm	67,614 (+10,314)	+12%			+14.5%	+15.5%	+18%				
浴場用	200mm まで	17,400 (+2,400)	0						116 (+16)			+16%
臨時用	20mm以下	1,589 (+219)										
	25mm	2,389 (+329)										
	40mm	6,078 (+838)										
	50mm	9,129 (+1,259)										
	75mm	20,300 (+2,800)										
	100mm	32,480 (+4,480)										
	150mm	124,120 (+17,120)										
						638 (+88)					+16%	

## (1)基本・従量料金割合の見直しに係る前回審議会答申

経営の安定化の観点からは、基本料金割合を増加させる料金体系が望ましいです。

しかし、基本料金割合を増加させると現状の基本料金を大幅に増額する必要があるため、利用者への影響も考慮する必要があります。

そこで、現状より基本料金割合を引き上げること（経営の安定化）、料金改定による利用者間負担に大きな差が生じないこと（利用者への公平性）の双方を考慮して、料金体系を検討することが妥当です。

## (2)基本料金の見直しに係る前回審議会答申

経営の安定化のためには、基本料金割合を引き上げる必要がありますが、利用者に過度な負担とならないように設定する必要があります。

そこで、全体の料金改定を平均約 16%程度とする中、基本料金については、現状より 18%程度引き上げることで、基本料金収入割合の増加を図ることが妥当であると考えます。

### (3)基本水量の見直しに係る前回審議会答申

基本水量は、公衆衛生上の観点から水利用を促すという当初の役割を終えていると考えられ、現状では水道料金算定要領でも基本水量を付与しない料金体系が原則とされています。

ただし、水道料金算定要領において、経過的に「基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとし、経過的に存置することはやむを得ない。」とされており、また基本水量以下の利用者の件数が増加している交野市の現状や、基本水量を付与しないことは少量利用者の急激な負担増になることを考慮し、今回の料金改定では基本水量の見直しは実施しないことが妥当であると考えます。

なお、将来的には基本水量を付与しない料金体系の検討が必要であると考えます。

#### (4)従量料金・逡増度の見直しに係る前回審議会答申

従量料金は使用量に応じて回収するものであり、負担の公平性から見ると「水道料金算定要領」にもあるとおり一律単価とすることが考えられます。

現状は、逡増型従量料金となっており、仮に従量料金単価を一律とすると、使用量の少ない水量区画の従量料金単価を大幅に引き上げる必要があり、少量利用者の負担が大きくなることとなります。

そこで従量料金は、昨今の社会経済情勢を踏まえ、引き続き逡増型の料金体系としながらも、少量利用者に過度な負担とならないように、0～10 m<sup>3</sup>の区画単価は12%程度、11～20 m<sup>3</sup>の区画単価は14.5%程度、21～30 m<sup>3</sup>の区画単価は15.5%程度、31～100 m<sup>3</sup>及び101 m<sup>3</sup>～の区画単価は18%程度それぞれ現行より引き上げることが妥当であると考えます。

なお、将来的には、負担の公平性の観点から、従量料金単価の逡増度のあり方について、さらなる検討が必要であると考えます。

#### (5)用途別料金の設定の見直しに係る前回審議会答申

臨時用は、開発事業者等が工事などで一時的に利用するものであり、浴場用は、現状、交野市で公衆浴場を開設している利用者はいない状況です。

一般用の水道料金全体の改定率が平均約16%程度であるため、臨時用、浴場用ともに、基本料金及び従量料金を、現状より一律で約16%程度改定することが妥当であると考えます。

- 1 交野市水道事業の概要、経営方針、これまでの取組
- 2 前回審議会における答申の概要
- 3 今後の審議会開催予定

# 今後の審議会の開催予定

令和8年11月の答申を目指し、計4回の審議会を開催します。

実施回	開催時期
第2回	令和8年8月19日(水)15時
第3回	令和8年9月下旬
第4回	令和8年11月初旬



答申